



宮本暴政：地域会議・協働センター建設中止問題について

# 議員・住民に隠されていた重要な資料！

2016年12/3(土)発行



門真市議：戸田ひさよし（無所属・「革命21」）

新橋町12-18 三松マンション207 TEL: 06-6907-7727 FAX: 06-6907-7730

アドレス:toda-jimu1@hige-toda.com HP: http://www.hige-toda.com/

HPの「ちょいマジ掲示板」・「戸田の門真市動画コーナー」に関連記事・動画あり！

戸田の最初からの見立て=維新はモラル無きペテン師！  
(7/24 市長当選)

ああやっぱり！ 維新宮本一孝が市長になったとたん、秘密独断・法令違反・自治基本条例違反・議会無視のデタラメ政治が始まった！

= 資料内容 = (下線や注釈書きは全て戸田による)

## 【1】10/28「庁内会議」議事録

- 「地域協働センター建設の『凍結』」、「2170万円の補助金の辞退」（=その分、市の負担増大！）、をここで決めた！ ●この理由説明・旗振り役は公民協働課の澤井課長補佐！
- 「地域の方々からセンター整備の必要性を疑問視する声や『小学校校区主体で』との声あり」「子育て・教育への方が最重要」、「だからセンター整備の凍結が望ましい」（澤井説明）
- こんな重大な「方針転換」を行政だけで決めるのは、完全に自治基本条例の違反だ！

## 【2】10/28決裁書

- 国補助金2170万円（当時に算定）の受け取りを辞退する事を、府に通告する事を決定！  
(補助金事務は大阪府で行なうので。▲門真市が辞退した補助金は、府の裁量で他市町村へ！)

## 【3】10/28送付：3中校区協働センター補助金2170万円を辞退する通告文

- 市が大阪府に対して（メールで）出した補助金辞退通知
- ▲これによって「2170万円の新たな市負担」を発生させる事になった！！
- 議会にも住民にも全く秘密にして、「9月議会で施政方針を示した」、「大幅な施策方針転換があった」、「10月に市として協働センター整備を凍結することにした」として、国補助金窓口の大坂府に、「2170万円の補助金は受け取りを辞退します」と通知した！！
- こんな違法不当な事に役所幹部が誰も異議を唱えない「行政の腐敗」！

★議会傍聴に大勢来て！  
以下の日程でこの問題を多くの議員が追及します！  
★宮本議案の否決だけでなく、宮本市長への喪失補助金の賠償請求議決すらあります！（行政独断で補助金辞退を実行するのは違法行為！）

## 【4】11/21決裁書（その主要部分）

- 「10/28 庁議でセンター建設凍結・補助金辞退を決定・実行した」、「11/15・18に5中・3中校区説明会で住民の理解を得た」、
- 「だから今後はセンター建設予定地の別途利用を検討していく」！
- 起案者は公民協働課の澤井課長補佐！「校区説明会で住民の理解を得た」等のウソ説明をヌケヌケと書いている！！

## 【5】戸田の12/5本会議での関係議案への質疑メモ

- この問題が絡む「補正予算案」と「事業検証審議会設置案」で質疑！

5(月)10時～初日本会議 戸田が議案質疑で追及！  
6(火)10時～総務建設委 複数の議員が追及質問！  
(午後もやる可能性あり)  
8(木)10時～文教委 戸田と複数議員が追及！  
(午後もやる可能性あり)  
15(木)・16(金)本会議 10時～午後 戸田と多数の議員が宮本市政を追及！

① 10/28 庁議 → 「地域協働センター建設の連絡」「2170万円の補助金  
=「市町小旧施設障害者市負担2170万円増、  
府選」  
をここで決めた!」

1

庁議会議録

開催日時 平成28年10月28日（金）13：00～13：16

出席者 別紙「庁議構成員」のとおり

事務局 大矢総合政策部次長、橋本企画課長、渡辺企画課長補佐、藤井企画課係員、  
吉田企画課係員（記）

議題 (仮称) 地域協働センター整備事業について

（北村副市長）

定刻となりましたので、ただ今より庁議を開催させていただきます。

まず、庁議の前に、本日までの長期間に渡りまして決算特別委員会の対応方、ご苦労様でございます。どうもありがとうございました。

それでは、案件に入ります前に、まず企画課より庁議についての説明がございます。

それではお願ひいたします。

（企画課長）

企画課長橋本でございます。座って説明させていただきます。

これまで、庁内の政策調整については、庁議を補完するものとして、政策調整会議設置要綱に基づき、意思形成に必要な調整を事案ごとに影響のある部局の参加により、総合政策部にて政策調整を行ってきたところであります。

しかしながら、市長が様々な重要施策の意思決定をするにあたり、意思形成過程の透明性の向上のため、全庁的な情報共有と横断的な議論を経ることが重要であると考え、政策調整会議を廃止し、今後は、庁議において、最終調整を図る場を統一し、政策形成を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

→ 議会には秘密にして！

（北村副市長）

企画課から説明がありました。この件に関して、何かご意見がございますでしょうか。

（市原部長）

ちょっとと聞かせていただきたいんですけども、政策調整会議を廃止ということを今初めて聞いたんですけども、庁議の下にある庁議運営幹事会はどのような扱いになるのか、確認だけさせていただきます。

（企画課長）

はい、お答えいたします。まず、庁議の下に庁議運営幹事会は今もございます。

これまででは庁議を補完するということであったものの、なかなか形式的なという面がございましたので、それより、関係部局において政策調整会議によって、議論する

10/28

方が良いのではないか、という趣旨でこれまでしていただいていたんですけども、  
これからは 庁議に一本化するということでございますけれども、やはり案件の量が多い場合ですとか、そのような場合には必要に応じて庁議運営幹事会も開催して、その上でこの部局長お集まりの中で、庁議に挙げるというようなしくみも考えてございます。

ただ、基本的にはできるだけ前捌きをさせていただきまして、一堂に会していただく機会を、できるだけ時間的な余裕なども見ながら、工夫して運営していきたいと考えております。

(北村副市長)

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にご意見ございますでしょうか。よろしいですか。ないようでございます。それでは、本来の案件に戻って庁議をさせていただきます。

(北村副市長)

本日の案件でございます、「(仮称) 地域協働センターの整備について」の1件であります。

それでは審議を進めるにあたり、宮本市長のほうから本案件に対するご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(宮本市長)

決算特別委員会お疲れ様でございました。それでは、(仮称) 地域協働センターの整備についてであります。この度の市長選挙のおり、各地域でいろんなご意見等を聞かせてもらつてまいりました。その中で、地域の実情や地域の皆さんから色々な話を聞くにあたり、センターの整備の在り方、地域会議の継続について、どのように行っていくべきなのか、多くの問題点に触れる機会がありました。 ???

担当課に対し、これまで今後のあり方について検討を指示を致しましたところです。 センターの整備に関して担当課よりの経緯等の説明を受け、全庁的な部局の考えをとりまとめ、本案件に対する政策決定を図つてしまいりたいと考えております。以上です。

→ 施策の大転換を行政のみの役割裏に決める!  
この方針内容を分かたのは、12/2に戸田が提出した  
(2.初めに分かたる)

(北村副市長)

はい、ありがとうございました。

それでは先程の市長の話にもありましたとおり、担当課でございます公民協働課からこの件につきまして、説明をさせていただきます。それではお願ひいたします。

# 公民協働課の澤井 講長補佐を旌振り役!

(公民協働課)

はい、公民協働課課長補佐の澤井でございます。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。本資料は、(仮称)地域協働センターの整備に関し、その目的やこれまでの経緯を記載したものです。1番目の事業目的についてですが、活動拠点の整備を本市の協働の推進に取り組む組織である地域会議や地域の団体への物的支援と位置付け、まず3校区の整備を進めてまいりました。

次に2番目の整備予定地についてですが、第三中学校区が市立門真小学校南側敷地、第五中学校区が旧さつき園・くすのき園、第七中学校区が門真南公園南西側市有地であります。

次に3番目の整備スケジュールについてですが、今年度に市立門真小学校南側旧校舎及び旧さつき園、くすのき園の撤去工事、29年度から30年度にかけて第七中学校区を含めた3校区分の基本設計及び実施設計、31年度の新築工事の後、32年度オープンとなっております。

次に4番目の交付金の活用についてですが、第三及び第七中学校区に関しましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、第三中学校区は補助率の上限5割、第七中学校区は上限4割となっております。

次に5番目のこれまでの経過についてですが、平成25年12月に社会資本整備総合交付金の活用に関する調整を開始し、平成26年4月に交付金活用に向けた関係各課の打合せにおいて、三中及び七中校区のエリアに土木課、生涯学習課等が事業実施予定となつたことから、センターを同計画に盛り込むことで調整いたしました。

平成26年8月の協働促進検討委員会において、センターの設置目的や施設概要、整備予定地の説明を行い、平成26年10月の協働促進検討委員会において、整備構想の素案や整備スケジュールの説明に加え、交付金の申請を行う説明を行っております。

平成27年2月にまちづくり部より、第三及び第七中学校区2地区の整備計画を国土交通省に提出し、平成27年12月に、平成28年度の交付金について、門真小学校南校舎棟及び作業場棟の解体に係る国費のみ要望することで調整いたしました。この要望につきましては、平成28年4月に2,170万円で通知されております。

平成28年2月の政策調整会議において、門真小学校南側敷地におけるセンターの必要面積について協議し、その結果、平成28年3月に第三中学校区のセンター整備に伴う教育財産の用途変更及び移管について、公民協働課から教育総務課へ依頼をいたしました。

なお、移管面積は2,116.79m<sup>2</sup>であります。

平成28年6月に、大阪府に対し門真小学校南校舎棟及び作業場棟解体に係る技術審査依頼を提出し、指摘事項がなかったため、教育総務課にて除却工事を開始しております。

以上がこれまでの経緯となっております。

次に今後の(仮称)地域協働センター整備のあり方についてですが、今般の財政状況や今後の整備等を検討する中で、地域の方々からも、門真市の財政状況に余裕がない中、新規にセンターを整備することの必要性を疑問視するお声や、はすはな中学校

10/28

↑ ウソ!!

??  
誰か? どの程度? 何を証明すれば?

「地域会議を作りたい校区の住民の声が、又は「地域会議を作りたい校区住民の声」よりも優先する」ということ？

区を始めとした、現在地域会議が未設立の校区住人から、中学校区で地域会議の設立を進めるのではなく、小学校区等の身近な範囲での地域活性化を希望する声を聞いており、現在の中学校区から、自治会を中心とした小学校区の範囲による地域主体の取組について検討が必要であると考えております。

なお、現在設立済みの第五及び第三中学校区地域会議については、当面の間、支援をしてまいりたいと考えております。

また、現行の整備計画では全中学校区に整備することとなっており、計画どおり整備いたしますと全6校区となります。

1校区あたりの整備費用が約3億円、全校区ですと約18億円の整備費用を要することとなり、指定管理料等を含む年間の維持管理費は6校区全体で約7千万円と算出しております。

また、整備費用の財源につきましては、一部について、国からの交付金を活用できるものと見込んでおります。

しかしながら、市として、現状の様々な課題に対する解決策や、具体的な施策を検討する中で、子育て・教育への取組が喫緊かつ最重要であること、また、限られた財源を、効率的かつ効果的に配分していく必要があることなどを踏まえ、新規での（仮称）地域協働センター整備事業については、凍結することが望ましいと考えております。

なお、現在すでに地域会議が設立しております、第五及び第三中学校区に関しては、民間の賃貸物件を借り上げて拠点としていただいており、本案件に関しては、地域会議を始め、地域の方々へのご理解を頂くべく、十分な説明を行ってまいります。

また、今後のセンター整備につきましては、現在の民間の賃貸物件の借上げや、既存の公共施設の活用も含め検討してまいりたいと考えております。

最後に、本案件によって庁内全部局の各種計画等に、内容の修正等に係る作業が発生することが考えられますが、関係各課と調整を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

以上でございます。

(北村副市長)

はい、ありがとうございました。公民協働課より一定の考え方方が示されたところでございます。

これにつきまして、何かご意見、ご質問等がございましたらお願ひ致します。

よろしいでしょうか。はい、特にご質問がないようでございます。

それではこの件に関しまして、今後必要となる対応につきまして、関連した案件があります。まちづくり推進課より説明をお願いいたします。

(まちづくり推進課)

まちづくり推進課長の阪本でございます。

こんな重大な自治基本条例  
違反の行為を行政内  
だけじゃなくて、誰も  
ヤモノを持たないとは！

今後の対応につきましては、(仮称)地域協働センター整備事業が、凍結する場合は、社会資本整備総合交付金における都市再生整備計画事業の平成28年度国費 2,170万円につきましては、交付決定を受けておりますが、交付金を執行しない手続きを進めるとともに、都市再生整備計画事業の見直しなどについても、今後、協議を進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

この日、14:28に、さっそく、前に  
旨退避知らせた。

(北村副市長)

関連部門であります、まちづくり推進課のほうから説明がありました。

この件につきまして、何かご質問等がございましたらお願ひいたします。よろしいですか。

それでは、本日のご審議いただきました内容につきましては、異議はないということです。本市行政を取り巻きます諸情勢を勘案する中で、本案件に関しまして一定の方向性が決まったというところでございます。先ほど、公民協働課が申しておりました、本事業の主体である地域会議の皆さまを始め、地域の方々につきましては、齟齬が生じないよう十分な説明を行っていただきますよう、重ねてお願ひしたいと思います。

お示ししました案につきましては、この内容で最終の意思決定を図るべく、関係各課において必要な手続きを進めていただくようお願いいたします。

それでは、全て終わりました。全体を通して何かご質問等ありましたら、この際お願ひいたします。

はい、よろしいですか。

それでは、本日の案件の審議は全て終了いたしました。これで序議を修了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

④「住民にはうまいと説明しており

との言葉はあるか

「説明、議会にちゃんと説明せよ」の譯はない!

\* そもそも、議会の説明を得る前に、勝手に「補助金認定」を実行すること自体が違法だ!

\* そもそも、議会にも、当事者市民にも、意見を内々す、協議もせずに、行政だけで勝手に「針軸換」すること自体、「市の最高規範」たる自治<sup>5</sup>基本条例に違反している!

庁議構成員

平成 28 年 10 月 1 日現在

職名	氏名	電話	通知 10/25	資料 10/	出欠 10/	備考
市長	宮本一孝	2000				
副市長	北村和仁	2010				
副市長	中迫悟志	2020				
教育長	久木元秀平	6500				
水道事業管理者						職務代理者 西口孝
統括理事						空席
教育次長	森本訓史	6501				
総合政策部長	河合敏和	2100				
総務部長	大兼伸央	2200				
市民生活部長	重光千代美	3000				
保健福祉部長	市原昌亮	3300				
まちづくり部長	中道寿一	4000				
会計管理者	山田益夫	5000				
上下水道局長	西口孝	61-905				
教育・学校教育部長	満永誠一	6510				
教育・生涯学習部長	柴田昌彦	6600				
教育・こども未来部長	内田勇	6700				
選挙管理委員会事務局長 (併任) 固定資産評価審査 委員会事務局長 (併任) 公 平委員会事務局長 (併任) 監査委員事務局長	下治正和	5400				
議会事務局長	吉田清之	5370				

17名

二つ丸で「議会事務局長」を指す。手書きの赤い筆記で、以下のような内容が記されている。

二つ丸で「議会事務局長」を指す。手書きの赤い筆記で、以下のような内容が記されている。

11 「方針転換」「補助金額区分2110万円の除去追加額」

12 何の要請もなく賛同(-印を捺振り)して  
面々に、これらの者が連れて!

10/28 決議 (日補助金2100万円の受け取り待退を府に通告)

[起案用紙]

府は他市にその金を回す。

文書番号 109	ファイル名 02 社会資本整備総合交付金関係 (地域協 01 働センター)						保存年限 永年
起案 平成 28 年 10 月 28 日			収受 平成 年 月 日				公示令達 (種別) (要・否)
決裁 平成 28 年 10 月 28 日			処理期限 平成 28 年 10 月 28 日				(番号)
施行 平成 28 年 10 月 28 日			あて先 大阪府枚方土木事務所				
副市長	統括理事	部長	次長	課長	課長補佐	主任	
合議 審査	企画課長 印	財政課長 印	まちづくり推進 課長 印	教育総務課長 印			
施行上及び取扱上の注意 (指示・意見)  内示未				起案者 内線 2145 総合政策部 公民協働課 氏名 梅原 真紀 印	文書管理 責任者 課長補佐 梅原 真紀 印		
(件名・伺い文) 社会資本整備総合交付金における平成28年度計画間流用理由書について、次のとおり提出してよ ろしいか。 (起案の説明) 第三中学校区における(仮称)地域協働センターの整備については、平成26年度に社会資本総合整備 計画及び都市再生整備計画(門真市古川橋駅周辺地区)を提出しており、平成28年4月には門真小学校 旧校舎及び作業場棟の解体工事に係る国費として、交付額21,700千円の通知を受けています。このよ うな中、平成28年10月28日(金)の府議において、(仮称)地域協働センター整備事業の凍結の方向性が 示されたことを受け、当該地区における平成28年度及び29年度の事業の実施予定がないため、平成28 年度の国費について、他地区への流用を申請してよろしいか伺うものです。							
記							

1 対象地区 門真市古川橋駅周辺地区

2 流用額 21,700千円

3 提出書類 別紙「社会資本整備総合交付金における計画間流用理由書」

4 提出先 大阪府枚方土木事務所 地域支援企画課 地域支援防災グループ

なお、申請については、まちづくり推進課を通して行います。

樣式】

社会資本整備総合交付金における計画間流用理由書

都道府県・政令市名 : 大阪府

担当課：公園課 地域まちづくり支援グループ

會計區分：一般會計

費業事備整合資本項：

目：社會資本整備總合交付金

支那議会で市政全般の施策方针示した  
大巾な施策方针軒並みあった

\*<sup>15</sup>10月12布於針比乙,也是一整備已凍結了  
一月之久。

$= k_1 z(t_2)$

議会は已布瓦にも全く秘密にして  
方針転換と補助金辞退を決めて

宋行

C  
L

12

10

10/  
29.

4

11/21決済

①10/28方議でセンター建設凍結。補助金申請を  
決定実行(左)、②11/15・18/12 5中3中核区説明会で  
理解得た、「今後は也29予定地の  
大らん」  
[起案用紙] 別途利用方を検討していく!

文書番号 123	ファイル名 02 地域協働センター (雑) 01							保存年限 永年
起 案 平成 28 年 11 月 18 日			収 受 平成 年 月 日				(種別) (番号)	公示令達 (要・否)
決 裁 平成 28 年 11 月 21 日			処理期限 平成 年 月 日					
施 行 平成 28 年 11 月 21 日			あて先					
市 長	北村副市長	中迫副市長	統括理事	部 長	次 長	課 長	課長補佐	主 任
合 議 ・ 審 查	教育長 	教育次長 		総務部長 		まちづくり部長 		
	学校教育部長 	総務部次長 		まちづくり部次 長 		学校教育部次長 		
	企画課長 	財政課長 		総務管財課長 		まちづくり推進 課長 		
施行上及び取扱上の注意 (指示・意見)				起案者 内線 2143 総合政策部 公民協働課			文書管理 責 任 者 	
				氏名 澤井 良平 				

(件名・伺い文)

(仮称) 地域協働センター整備事業について、次のとおり決定してよろしいか。

(起案の説明)

(仮称) 地域協働センター整備事業については、門真市自治基本条例第16条に規定する本市の協働の推進に取り組む組織である地域会議及び地域で活動されている団体の活動拠点として整備を計画し、第5次総合計画においても、主な実施施策として掲げているところであります。

しかしながら、財政状況及び地域住民の意見等を踏まえ、今後の施設整備のあり方については、平成28年10月28日開催の府議における審議の結果、限られた財源を本市の喫緊の課題である子育て・教育分野等へ効率的かつ効果的に配分することが望ましいことから、凍結の方向性が決定されたところであります。

\* 10/28府議で「センター凍結・補助金申請の府へ通告」を勝手に決めて実行した。

10/28

全くのりよ!

11/15と11/18

序議の結果を受け、市の考え方については、第五及び第三中学校区地域会議への説明を行い、一定の理解を得られたものと考えられますことから、(仮称)地域協働センター整備事業については、事業を凍結することとしてよろしいかお伺いします。

記

全くのりよ!

- 1 これまでの経過等について 別紙のとおり
- 2 整備予定地について

★「説明会で理解を得た」とは、  
地域協働センター以外の工事の  
使い途を検討していく!

次に掲げる(仮称)地域協働センターの整備に係る予定地については、今回の事業凍結の方向性に基づき、関係各課と当該予定地の利活用の検討を進めるものとします。

(1) 第三中学校区…市立門真小学校南側旧校舎跡地を候補地として、平成28年度において建物除却工事を進めており、平成29年3月に工事完了予定。

所在地…門真市柳町4-1

候補地面積…2,116.79m<sup>2</sup>

(2) 第五中学校区…旧さつき園・くすのき園を候補地として 平成28年度において建物除却工事を進めており、平成29年1月に工事完了予定とし、平成28年度末までに、周辺建物事後調査業務委託を予定。

所在地…門真市北岸和田3丁目6-12

候補地面積…2,189.48m<sup>2</sup>

(3) 第七中学校区…現在コインパーキングとして、貸付けているもの。

所在地…門真市三ツ島3丁目2279, 2280

候補地面積…1,138.02m<sup>2</sup>

### 3 整備に係る補助金について

第三中学校区については都市再構築戦略事業に、第七中学校区については都市再生整備計画事業に位置付け、当該補助金活用に際し、国に対して社会资本整備総合交付金の認定を受けていることから、今回の事業凍結の方向性に基づき、関係各課と計画の見直しに関する協議を進めます。

### 4 参考資料 (1) 門真市第5次総合計画 (抜粋) P55~61 (2) 平成28年度事業計画 (個別)

(3)社会資本整備総合交付金関連資料

(4)社会資本総合整備計画

- ・門真市古川橋駅周辺地区都市再生整備計画

- ・門真市南西地区都市再生整備計画

(5)10月28日開催庁議資料及び議事録

別紙 合議・審査

營繕住宅課長

（章）



教育総務課長

（章）



## (仮称) 地域協働センター整備事業について

## これまでの経緯

## 1. 事業目的について

市民が主体的に地域の課題解決に向けた取り組みを進める「地域会議」における物的支援として、また、地域において活動する各種団体等の活動拠点として整備を進めるもの。

## 2. 整備予定地について

校区	整備予定地
第三中学校区	門真小学校南校舎棟跡（門真市柳町4-1） ※H28年度撤去（平成29年3月完了予定）
第五中学校区	旧門真市立さつき園・くすのき園跡（北岸和田3-6-12） ※H28年度撤去（平成29年1月完了予定）
第七中学校区	門真南公園南西側市有地（三ツ島3丁目2279, 2280） ※現在は、コインパーキングとして使用中

## 3. 整備スケジュールについて（平成28年度当初予算ベース）

年度	実施内容
2016 平成28年度	・施設の整備方針等を定める「(仮称) 地域協働センター整備構想」策定 ・門真小学校南校舎棟撤去工事（事業実施は教育総務課）及び旧門真市立さつき園・くすのき園撤去工事
2017 平成29年度	3校区において基本・実施設計開始（～30年度）
2018 平成30年度	3校区において基本・実施設計完了
2019 平成31年度	3校区において新築工事
2020 平成32年度	3校区においてオープン

→ 本末なら 2019年に建設始まるはずだった！

## 4. 交付金の活用について

整備にあたっては、国等の交付金等を活用することを想定しており、第三中学校区及び第七中学校区における整備については、平成26年度に、国土交通省の社会資本整備総合交付金の計画を提出済である。（下表参照）

校区	計画名	補助率	期間
第三中学校区	門真市古川橋駅周辺地区 (都市再構築戦略事業)	上限5割	平成27年度～平成31年度（5年間）
第七中学校区	門真市南西地区 (都市再生整備計画事業)	上限4割	平成27年度～平成31年度（5年間）

## 5. 経過について

時 期	内 容
平成 25 年 12 月 2013年	社会資本整備総合交付金の活用に関する調整を開始する。 (企画課、まちづくり課、土木課、地域教育文化課)
平成 26 年 4 月 2014年	社会資本整備総合交付金の活用に向けて関係各課と打ち合わせ。 (企画課、まちづくり推進課、生涯学習課) ・三中及び七中校区については、当該エリアにおいて土木課、生涯学習課等が事業を実施予定であり、都市再生整備計画事業の活用を予定していることから、(仮称) 地域協働センターを同計画に盛り込むことで調整。
平成 26 年 8 月 2014年	協働促進検討委員会 (8/27) ・(仮称) 地域協働センターの設置目的や施設の概要及び整備予定地の説明を行う。(三中、四中、五中、七中)
平成 26 年 10 月 2014年	協働促進検討委員会 (10/27) ・整備構想(素案) や整備スケジュールの説明に加え、国土交通省の社会資本整備総合交付金の申請することを説明する。
平成 27 年 2 月 2015年	(1)門真市古川橋駅周辺地区整備計画(第三中学校区) (2)門真市南西地区(第七中学校区) まちづくり部より、上記 2 地区の社会資本整備総合計画及び都市再生整備計画を国土交通省へ提出する。
平成 27 年 12 月 2015年	・平成 28 年度事業計画においては、(仮称) 地域協働センター整備事業については、事業の見直し、検討のため予算計上は行わず。 ・平成 28 年度の交付金については、門真小学校南校舎棟及び作業場棟の解体に係る国費のみ要望で調整する。
平成 28 年 2 月 2016年	政策調整会議 (2/26) ・門真小学校南側敷地における(仮称) 第三中学校区地域協働センターの必要面積について
平成 28 年 3 月	(仮称) 第三中学校区地域協働センター整備事業に伴う教育財産の用途変更及び移管について(起案) 教育総務課に依頼する。 【面積 : 2,116.79 m <sup>2</sup> 】
平成 28 年 4 月	平成 28 年度 国費 21,700 千円で通知
平成 28 年 6 月 2016年	まちづくり部より、門真小学校南校舎棟及び作業場棟解体に係る技術審査依頼提出→指摘事項が特に無いため、教育総務課にて除却工事を開始。
平成 28 年 10 月 2016年	① <u>秘密の方針転換!</u> 府議 (10/28) 777 今般の財政状況や地域住民の意見を踏まえ、整備のあり方を検討し、市の課題に対する効果的・効果的な財政運用を優先させるため、整備事業凍結の方向性が定められた。
平成 28 年 11 月 2016年	第五及び第三中学校区地域会議への、事業凍結に係る説明 第五中学校区…11/15 第三中学校区…11/18

7/24 市長選、  
官本當選!

① 秘密の方針転換!

## 【5】戸田の12/5本会議での関係議案への質疑メモ

<議案第82号：門真市附属機関に関する条例の一部改正について>の質疑メモ

■必ず宮本市長が答弁すること！

この条例改正は園部市政における種々の事業の継続の可否を検証する「検証審議会」を新たに設置するためのものだが、約400もの事業があるのに、9月議会に出した時は「僅か2ヶ月半で結論を出す」という荒唐無稽の説明だったために、議会で否決されてしまい、今度は来年6月までの「6ヶ月かけて審議して結論を出す」という設定で出されたものである。

しかしながら、園部市政での重要施策に位置づけられた、

- ・門真小敷地内に3中校区地域協働センターを建設する
- ・「子ども未来部」を教育委員会に設置する

という事については、「検証審議会」に全くかける事無く、宮本市長の独断で、

- ・門真小敷地内への3中校区地域協働センター建設は取りやめる。（5中校区への地域協働センター建設構想も取りやめる）その「新方針」を地域住民に押しつけ、また市費増大の補正予算案としても12月議会に出していく。
- ・「子ども未来部」は、「機構改革」と称して「子ども部」と名称変更して市長部局に組み入れる、という「事務分掌条例改正案」を12月議会に出して来る。

という変更を行ない、

また、門真市で何十年も続いてきたはずの、教育委員会では「学校教育の分野」と「生涯学習の分野」をそれぞれ2つの「部」で所管する、という事を廃止して、「教育部」という「ひとつの部」に統合するという事を、「事務分掌条例改正案」として12月議会に出して来た。

こういう重大で大きな変更は、「事業検証審議会」にかけて審議するのが当然なのに、なぜか宮本市長は、市長選の時も、市長当選直後も、9月議会においても、その後も、こうした「変更」を「るべき」とか「したい」という事を全く公表せずに、この12月議会直前になって議案に入れ込む、という不透明な行動を取ってきた。

そこで以下の質疑を行なう。

---

Q1：宮本市長が、これら3点を実現しようと考えたのはいつの時期なのか、庁内会議でその意向を示したのはいつか？それについて明らかにされたい。

A：門真小敷地内への3中校区地域協働センター建設は取りやめるべき、と考えたのはいつか？

　　庁内会議でその意向を示したのはいつか？

B：「子ども未来部」を「子ども部」と名称変更して市長部局に組み入れるべき、と考えたのはいつか？

　　庁内会議でその意向を示したのはいつか？

C：「学校教育の分野」と「生涯学習の分野」をひとつの部に統合すべき、と考えたのはいつか？

　　庁内会議でその意向を示したのはいつか？

---

Q2：これら重要な3点について、7/24市長当選以降のこの4ヶ月以上もの間、変更したいという意志を公表することなく、また公開的に検証する事もなく、今議会で設置しようとする「検証審議会」の審議対象とする事もなく、実施しようとする理由は何か？

---

<議案第84号：平成28年度門真市一般会計補正予算（第7号）への質疑メモ>

補正予算の中の、「門真小敷地内への3中校区地域協働センターを建設せず、単純な建物除去だけをする」という

大幅な方針変更によって、協働センター建設を条件に受ける国補助金 1553 万円を受け取る事が出来なくなるので、その分の市費負担を増やす、という部分について問う。

Q 1 : この件について議員に説明する当たって、総合政策部の大矢次長や大倉公民協働課長らは、「3中校区住民に対して市長が出向いて説明会を行ない、住民の了解を得た」とか、「住民の理解を得た」とか言ったが、これは全くのウソであった。

議事録を見れば明らかだが、出席した住民は「全く承服できない」と、強く反発したままだった。

また、12/1(木)朝には、説明会出席の3中校区会議の役員が「私達は全く納得していない！」として、連名で宮本一孝市長に対して猛烈抗議の「意見書」を提出している。

総合政策部が議員に対して、こういうあからさまなウソ説明をした事に対して、総合政策部長はこの場で謝罪するべきだと思うが、どうか？

---

Q 2 : 補正予算のこの部分について、形式的には文教委の所管であり、文教委所属の私はもちろん文教委で質疑するが、こういう市費負担増大の予算補正が出てきた原因が、自治基本条例に定められた「地域会議」の地域協働センター建物についての、年度途中での唐突な建設取りやめにある以上、

この部分は、総務建設委での補正予算案審議の対象となり、総務建設委で議員から質疑があれば、市当局は答弁しないといけないはずだが、どうか？

---

Q 3 : ある筋からの情報で、「市は12月議会に議案をかける前に、既にその補助金の受け取りを辞退するという通告を国もしくは大阪府に行なっており、議会でこの補正予算案が否決されても、（「門真小敷地内に3中校区地域協働センターを建設しない」という宮本市長の新政策が議会が否決しても）

国から補助金を受け直すことは出来なくなっている」という話を聞いた。

もしもそれが事実だとすれば、「議会による審議の結論を得る前に、補助金受け取り拒否・市支出増額という事を市長が勝手に決めた」、「議会に議案を出した実態は、議会に事後承認をさせるためだけ」、となり、「議会無視」として重大な問題となる。

1) 12月議会に議案をかける前に、既にこの部分の補助金について、その受け取りを辞退するという通告を国もしくは大阪府に行なった、という事実はあるか？

もしもあるのならば、その詳細を明らかにされたい。

2) 補正予算のこの部分を理由として、この12月議会で補正予算が否決された場合、

あるいは、補正予算案のこの部分を除外したものが議会で可決された場合、

当然にも、市は、議会で議決されている「2016年度予算」通りに、

「門真小敷地内に3中校区地域協働センターを建設するという前提で、国の補助金を受け取り、現存の不要建築物を除去する」

と、しないといけないはずだが、

従来の「2016年度予算」通りに、国から補助金を受けて、除去工事が出来るか？

~~~~~